

弁別素性分析による言語音の発達

(その4)

(国立身体障害者リハビリテーションセンター)

柴田 貞雄

堤 賢

(全国療育相談センター)

志村 泰子

言語音の発達を促がす際には、従来より音素のレベルでとり扱っていることが多い。最近、弁別素性のレベルより言語音をとらえる方法を、言語障害にも適用した研究がいくつかみられるようになってきている。言語障害の診断・治療に役立たせるべく、われわれも言語音の発達を、弁別素性という観点よりとらえた研究を重ねてきた。

音素の獲得は、通常、6～7歳といわれているが、その音素を構成している弁別素性は、3～4歳で獲得し終っている。そして、弁別素性獲得後は、それらの組合わせの仕方

を習得して、正しい音素の獲得に達しているものと思われる。しかるに、ある音素が正しく出せない場合には、その音素を構成している弁別素性のひとつ、あるいはいくつかが出せない場合と、それらの弁別素性自体は獲得しているが、組合わせが正しくできない場合とがある。したがって、言語音の学習・訓練に際しては、対象児がどのような弁別素性を獲得し、いかなる組合わせ方を施行しているのか調べ、その結果にもとづいたアプローチが必要である。しかし、われわれが正否を耳で聞き分けているのは音素のレベルであるか

表1 記録用紙

弁別素性習得記録用紙																							
氏名	検査日										年	月	日	検者									
	(年 月 日生)																						
音素 標音状態 弁別素性	j	w	p	b	m	t	d	n	s	ts	dz	ʃ	tʃ	dz	k	g	ŋ	h	ç	ø	r	ま ご め	
母音性																							
子音性																							
高舌音性																							
奥舌音性																							
低舌音性																							
前舌音性																							
舌端音性																							
有声音性																							
連続性																							
鼻音性																							
粗擦性																							

弁別素性産生の誤り：
音韻規則適用の誤り：

ら、実際にはその音素を分析し、いかなる弁別素性がどのように働いているのか類推しなければならない。

今回、われわれは、言語音の検査結果より、弁別素性の習得状況が把握できるような検査結果の記録法を考案し、全国療育相談センターに来所した児への適用を試みた。

＜記録法＞

通常の検査結果は、音素レベルで出されるが、この結果を記録しながら、どのような弁別素性が産生されており、どのような音韻規則の誤った適用があるのか、引き出せるような記録法を考えた結果が表1である。

上段が目標としている音素であり、表中の斜線部が、目標とする音素が本来もつはずの弁別素性を示している。構音検査結果は、目標音素の下に音素記号で記入し、斜線部を参考にしながら、実際に使われている弁別素性の欄に+記号を記入する。各音素の弁別素性の記入後に、右欄に弁別素性の使われ方をまとめる。各弁別素性が使うべき音素で使われ

ているものを+、使うべき音素で使われたり使われなかったりしているものを±、全く使われていないものは-と記入する。ここで、±と記入された弁別素性は、音韻規則適用の誤り、-と記入された弁別素性は、弁別素性産生の誤りとみなされる。最後に、下に、弁別素性産生の誤りとみなされる弁別素性を列挙し、誤った音韻規則を表中より類推し、各誤った音素がどの規則の適用によるものが記入しておく。

＜応用例＞

全国療育相談センターに来所した何人かに適用を試みた。ここに呈示するのはその一例である。

ことばの遅れを主訴に52年11月に来所した、50年5月生れの男児である。運動障害、聴力障害は見当たらず、情緒的にやゝ未熟な面が見られた。53年7月、54年1月、54年3月と来所し、当時は、語音よりむしろ家庭での言語環境の整備に焦点をあてた指導を重ねてきた。その後、54年7月、54年12月と来所

表2. I. T. の54年7月時の弁別素性習得状況

弁別素性習得記録用紙

氏名 I. T. 検査日 54年 7月 ○日 検者 志村
 (50年5月○日)

音素 構音状態 弁別素性	j	w	p	b	m	t	d	n	s	ts	dz	f	tf	dz	k	g	ŋ	h	ç	φ	r	まとめ	
	j	w	p	b	m	t	d	n	t	t	d	t	t	d	t	d	n	省	省	省	r		
母音性																						+	+
子音性			+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+					+	±
高舌音性	+	+																					±
奥舌音性		+																					±
低舌音性																							-
前舌音性												+	+	+	+	+	+					+	±
舌端音性												+	+	+	+	+	+					+	+
有声音性																						+	+
連続性																							-
鼻音性																							+
粗擦性																							-

弁別素性産生の誤り： 低舌音性、連続性、粗擦性

音韻規則適用の誤り： { ①連続性(+)→(-)
 ②粗擦性(+)→(-)
 ③子音性(+), 高舌音性(+)->子(+)-前舌音性(+)
 ④子音性(+), 奥舌音性(+)->子(+)-舌端音性(+)

t/s—①② t/t,d/d3—②③
 t/ts,d/dz—②t/k,d/g,n/ŋ—③④
 h,ç,φの省略—①
 t/f—①②③

表3 I.T.の54年12月時の弁別素性習得状況

		弁別素性習得記録用紙																						
		氏名 I.T.						検査日54年12月〇日						検者 志村										
		(50年5月〇日生)																						
弁別素性	音素	j	w	p	b	m	t	d	n	s	ts	dz	ʃ	tʃ	dʒ	k	g	ŋ	h	ç	ø	r	まとめ	
	構音状態	j	w	p	b	m	t	d	n	tʃ	tʃ	dz	tʃ	tʃ	dʒ	k	g	ŋ	省	省	省	省	r	
母音性																							+	+
子音性				+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+					+	±
高舌音性		+	+								+	+	+	+	+	+	+	+						±
奥舌音性			+													+	+	+						+
低舌音性																								-
前舌音性				+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+								+	±
舌端音性						+	+	+	+	+	+	+	+	+	+								+	+
有声音性				+	+			+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+					+	+
連続性																								-
鼻音性						+			+									+						+
粗擦性										+	+	+	+	+	+									+

tʃ/ʃ, h, ç, øの省略—①

弁別素性産生の誤り：低舌音性，連続性

音韻規則適用の誤り： { ①連続性(+)→(-)
②粗擦性(+)×前舌音性(+)→粗(+)×高舌音性(+) } → tʃ/s—①, ②
tʃ/ts, dʒ/dz—②

したが、54年7月より言語音中心の指導を開始した。

54年7月時の言語音の状態は、サ行、シャ行、チャ行、カ行、ツがタ行に置き換えられ、有声音・通鼻音も同傾向に置き換えられて発音されていた。さらに、ハ行はすべて子音を省略していた。この結果を記録法にしたがって表記したものが表2である。

低舌音性，連続性，粗擦性なる弁別素性は、いずれの音素においても使われていない。誤った構音を引き出す音韻規則は、表2の下に記載した4種と類推される。低舌音性が作用するのは /h/ の場合であるが、ハ行の省略は規則④の適用と後続母音との関係で説明できるので、低舌音性(+)→(-)は規則に含めなかった。この時点での誤った音韻規則の改善を図るために、規則④に焦点をあてた。誤っている弁別素性のうち、対立が最も顕著なのが、舌端を使わずに奥舌を使うということであろうと考えたからである。そこで、母親に、この舌端でなく奥舌を使うことの意義、家庭での練習法を指導した。そして、54

年12月に来所した時の言語音の状態は、表3のとおりである。

カ行・チャ行とそれらと同傾向の有声音・通鼻音は正しく構音されるようになっていた。ハ行は相変わらず省略されていたが、シャ行・サ行・ツはチャ行に、ザ行はジャ行に置換されていた。/k・g・ŋ/は、+奥舌音性であると同時に、+高舌音性であるため、/k・g・ŋ/の正しい構音の習慣が、自己の誤っている他の語音にも波及し、/s・ʃ・ts, dz/がいずれも+高舌音性に構音され、その結果、シャ行・サ行・ツはチャ行に、ザはジャ行に置換されたものと思われる。そして、チャ行・ジャ行が正しく出せるようになった結果として、今までできなかった粗擦性なる弁別素性が獲得されている。この時点での音韻規則の誤りは、表3の下部に記載した2つと類推される。

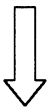
まとめ

言語音を音素より弁別素性でとらえた方

が、より言語音の本質に近いと考え、今回は、構音検査結果より弁別素性の習得状況が把握できるような記録法を考案し、実際に使用してみた。その結果、有効的な評価ができ、ひいては、効率的な訓練につながるものと予想された。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



まとめ

言語音を音素より弁別素性でとらえた方が、より言語音の本質に近いと考え、今回は、構音検査結果より弁別素性の習得状況が把握できるような記録法を考案し、実際に使用してみた。その結果、有効的な評価ができ、ひいては、効率的な訓練につながるものと予想された。